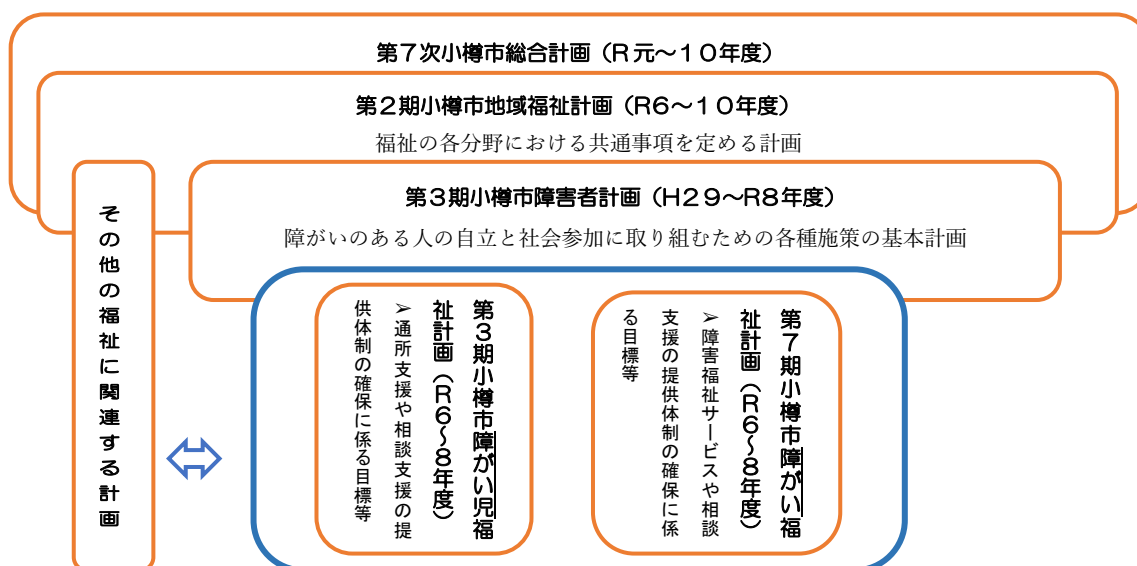


「第 7 期小樽市障がい福祉計画・第 3 期小樽市障がい児福祉計画」の策定について

1 計画の概要

	小樽市障がい福祉計画	小樽市障がい児福祉計画
根拠規定	障害者総合支援法(第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
内容	障害のある人（児童）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画 ・ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度におけるサービスの種類ごとの必要な量の見込み及び確保方策 ・ 地域生活支援事業の実施に関する事項 ・ 関係機関との連携に関する事項 詳細は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）で国から示されている。	
期間	令和 6～8 年度 ※平成 18 年度から 3 年毎に策定し、今回は 7 期目	令和 6～8 年度 ※平成 30 年度から障がい福祉計画と一体的に 3 年毎に策定し、今回は 3 期目

2 関連計画との位置付け



3 策定スケジュール

令和 5 年 1 月 2 9 日	第 1 回障害福祉計画等関係部長会議
1 2 月 1 日	第 2 回小樽市障がい児・者支援協議会（計画素案の協議）
1 2 月 2 0 日	第 4 回定例会 厚生常任委員会報告（計画素案の提示）
令和 6 年 1 月 4 日～2 月 2 日	パブリックコメント実施
2 月	第 2 回障害福祉計画等関係部長会議
2 月	第 3 回小樽市障がい児・者支援協議会（計画案の協議）
3 月中旬	第 1 回定例会 厚生常任委員会報告（計画案の提示）
3 月下旬	計画策定、市のホームページによる公表

4 現計画（6期計画）の目標の評価

項目	6期計画の目標	R4年度未達成状況	7期計画の目標
1 施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行 9人 施設入所者 5人減	地域生活移行 0人 施設入所者 3人増	地域生活移行 9人 施設入所者 5人減
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	協議の場の設置 (継続目標)	未設置	協議の場の設置 (継続目標)
3 地域生活支援拠点等における機能の充実	1か所設置し、年1回以上実施状況の検証	令和3年度から実施中	拠点等の維持、年1回以上検証実施
4 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設全体 17人 就労移行 7人 就労継続A型 1人 就労継続B型 10人	福祉施設全体 10人 就労移行 2人 就労継続A型 5人 就労継続B型 3人	福祉施設全体 24人 就労移行 17人 就労継続A型 1人 就労継続B型 12人
5 障がい児支援体制の整備	児童発達支援センター設置 障がい児のインクルージョン推進 重症心身障害児を支援する事業所確保 医療的ケア児協議の場・コーディネーター配置	全項目実施中	実施状況を維持
6 相談支援体制の充実・強化	地域の相談支援事業者に対する指導助言 人材育成支援及び連携強化の取組	全項目実施中	実施状況を維持
7 障害福祉サービスの質の向上を図る取組に係る体制構築	道が実施する研修への市職員の参加及び審査支払等システムによる審査結果の共有	全項目実施中	実施状況を維持

5 前期計画からの主な変更点

(1) 計画名の表記の変更

「小樽市障害福祉計画・小樽市障害児福祉計画」から
「小樽市障がい福祉計画・小樽市障がい児福祉計画」へ

(2) 重層的支援体制整備事業との連携 **記述を追加**

第6章「1 実施する事業の内容」

素案 p29、新旧 p58

第8章「1 連携・協力の確保」

素案 p37、新旧 p70

(3) 関連する法令等への対応 **記述を追加**

①読書バリアフリー法（R元.6.28 施行）

第1章「4（7）障害者の社会参加を支える取組の定着」

素案 p4、新旧 p10

第3章「1（7）情報の取得・利用、意思疎通の円滑化」

素案 p16、新旧 p33

②医療的ケア児支援法（R3.9.18 施行）

第1章「4（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援」

素案 p4、新旧 p10

第3章「3（4）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備」素案 p17、新旧 p36

③障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（R4.5.25 施行）

第1章「4（7）障害者の社会参加を支える取組の定着」

素案 p4、新旧 p10

第3章「1（7）情報の取得・利用、意思疎通の円滑化」

素案 p16、新旧 p33

第7章「2 コミュニケーション支援の推進」

素案 p36、新旧 p69